

	火災	救急
福島市	49件	8762件
飯坂署	5件	790件
東出張所	4件	989件

# 飯坂消防だより

編集・発行  
 福島市飯坂消防署  
 福島市飯坂町字銀杏6番地  
 の13  
 電話 542-2986  
 FAX 542-6544  
 平成28年11月第166号

平成28年9月30日現在

※東出張所にて発行されていた「広報誌あぶくま」は  
 第162号より「飯坂消防だより」に合併されました。

## 秋の全国火災予防運動を実施します



この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする犠牲者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

実施期間：平成28年11月9日（水）～11月15日（火）

防火標語：「消しましょう その火その時 その場所で」

### 主な行事

#### 1 防火パレード

実施日時：平成28年11月9日（水）10時30分～11時30分

実施場所：福島市置賜町地内 吾妻通り

実施内容：さくら幼稚園の園児による防火パレード

協力機関：福島南ロータリークラブ、（一社）福島県消防設備協会



昨年の防火パレードの様子

#### 2 大規模建物火災防ぎょ訓練

訓練日時：平成28年11月9日（水）13時30分～15時00分

訓練場所：学校法人東稜学園 福島東稜高等学校（福島市山居上3）

訓練機関：学校法人東稜学園 福島東稜高等学校

福島市消防本部、福島消防署、福島市消防団第3分団

訓練内容：地震災害対応訓練



平成27年度火災防ぎょ訓練の様子

訓練場所：日東紡績福島工場



停止禁止部分

### 飯坂消防署前に『停止禁止部分』を標示

平成28年9月27日に国道399号線の飯坂消防署出入口前に、福島県公安委員会により『停止禁止部分』を標示していただきました。緊急自動車の安全な出勤のために『停止禁止部分』に停車しないようご協力をお願いいたします。



# 平成29年10月1日から違反対象物の公表制度が始まります。

## ◎違反対象物の公表制度とは？

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページで公表する制度です。

## ◎公表の対象となる建物は？

飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物（特定防火対象物）です。



## ◎公表の対象となる違反は？

- ・屋内消火栓設備の設置
- ・スプリンクラー設備の未設置
- ・自動火災報知設備の未設置



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## ◎公表の手続き及び公表の方法は？

立入検査の結果を通知した日から30日を経過しても、なお、公表の対象となる消防法令違反の是正が認められない場合、福島市消防本部のホームページに建物の名称、所在地、違反内容を掲載します。

## みなさん冬のヒートショックに注意しましょう



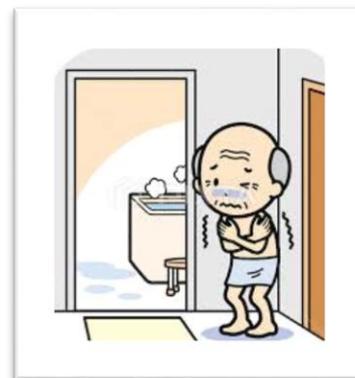
ヒートショックとは、家の中の急激な温度差がもたらす身体への悪影響のことです。急激な温度変化により、血圧が大きく変動することで、失神や心筋梗塞、脳梗塞などを起こすことがあります。入浴時の温度差が大きくなりがちな冬場は特に危険です。

- ・暖かいリビング→寒い脱衣所・浴室（血管収縮→心筋梗塞、脳梗塞）
- ・寒い脱衣所・浴室→熱い湯へ入浴（血管拡張→失神）

結果的に死亡事故につながってしまう恐ろしいものです。

### ☞ヒートショックを防ぐポイント

- ・脱衣所に暖房器具を置く。
- ・服を脱ぐ前に、浴槽のふたを開けて、浴室を暖めておく。
- ・湯船に入る前、手足にかけ湯をして、徐々に体を温めていく。
- ・入浴時間は、ほんのり汗ばむ程度にする。



### 【消防情報テレホンサービス】

- 固定電話・携帯電話専用案内「0180-992-919」
- PHS・IP電話専用案内「024-533-0119」

ふくしま



ケイタイウェブ



QRコード

